

「リボかえル」特約

第1条(総則)

1. 本特約は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます)が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)に係る会員規約(以下「カード会員規約」といいます。)の特約として定めるものです。
2. 本特約は第2条で定義する、事前登録型リボルビング払いとして会員に提供するサービス「リボかえル」の内容について定めるものであり、会員は、「リボかえル」を利用するにあたり、本特約を承諾するものとします。
3. 本特約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約に準拠するものとします。

第2条(定義)

1. 「リボかえル」(以下「本サービス」といいます。)とは、会員が翌月1回払いの支払方法によりカードショッピングを利用した場合において、当社所定の方法により、当該利用分に係る支払方法をリボルビング払いに変更するサービスをいいます。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が本サービスにより、カードショッピングを利用した場合において、当該利用分が割賦利用可能枠を超えることとなる場合には、会員は当該利用分に係る代金を翌月1回払いの方法で当社に支払うことに異議ないものとします。

第3条(本サービスの登録)

1. 会員は、当社所定の方法により本サービスの申込みをし、当社が承認のうえ本サービスの登録手続を完了することにより、本サービスを利用することができるものとします。
2. 本サービスは、前項により本サービスの登録手続が完了した時点より以降に会員が利用したカードショッピングから適用されるものとし、登録手続が完了以前のカードショッピング利用分については、適用されないものとします。

第4条(本サービスの利用方法)

1. 会員は、本サービスを利用してカードショッピングの利用代金の支払いを希望する場合には、カードショッピングの利用時に支払方法について「翌月1回払い」を指定するものとします。
2. 会員が、翌月1回払い以外の支払方法(2回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い)を指定した場合は、会員は、当該指定した支払方法によりカードショッピングの支払金を支払うものとし、本サービスは適用されないものとします。なお、一部の加盟店においては、会員が前項により支払方法を「翌月1回払い」で指定した場合であっても、本サービスが適用されない場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

第5条(手数料の計算等)

会員が前条第1項により支払方法を「翌月1回払い」で指定してカードショッピングを利用した場合は、当該カードショッピングの利用に際して「リボルビング払い」の指定があったものとして、カード会員規約に基づく手数料の計算が行われるものとします。

第6条(本サービスの解約・中止)

1. 会員は、当社所定の方法で当社に申出ることにより、本サービスを解約することができるものとします。
2. 当社は、会員に対して、当社所定の方法による通知もしくは当社ホームページへの公表等を行うことにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。
3. 前2項により、本サービスを解約し、もしくは中止した場合において、本サービスの利用分に係る未払残高がある場合は、会員は、当該未払残高について、引き続き「リボルビング払い」の方法により支払うものとします。
4. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなく、本サービスを解除することができるものとします。
 - (1) カード会員規約に基づき、当社が会員のカードの利用を停止(一時停止の場合を含む)した場合または会員がカードを脱会した場合もしくは会員資格を喪失した場合。

(2) 当社に対する支払債務の履行を遅滞する等、当社が本サービスを解除することについて相当であると判断した場合。

第7条(本特約の優越)

本特約とカード会員規約の内容に相違がある場合は、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めがない事項については、カード会員規約に準拠するものとします。

第8条(本特約の改定)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本特約を改定する旨、改定後の内容および効力発生時期を当社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本特約を改定することができるものとします。

①改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②改定の内容が本特約に係るカード利用の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の改定に係る事情に照らし合理的なものであるとき。

[202101版]リボかえル